

定 款

2025年6月27日改正

A N A ホールディングス株式会社

沿 革

作 成	1920年 2 月 9 日	
改 正	1921年 6 月20日	一部改正（本店所在地変更）
	1924年 3 月 3 日	一部改正（本店所在地変更）
	1929年 4 月15日	一部改正（本店所在地変更）
	1946年10月 5 日	一部改正（本店所在地及び商号変更）
	1947年 5 月 7 日	一部改正（目的変更）
	1947年 5 月28日	一部改正（商号変更）
	1974年 1 月31日	一部改正（本店所在地変更）
	1974年 7 月17日	一部改正（商号及び目的等変更）
	1975年 2 月20日	一部改正（目的等変更）
	1975年 4 月 1 日	一部改正（本店所在地等変更）
	1975年 5 月30日	一部改正（授權資本数等変更）
	1976年12月17日	一部改正（取締役定員変更）
	1982年 6 月29日	一部改正（目的等変更）
	1985年 6 月28日	一部改正（取締役定員変更及び附則削除）
	1988年 6 月29日	一部改正（外国人等の株主名簿への記載の制限追加）
	1990年 6 月28日	一部改正（目的変更）
	1991年 6 月27日	一部改正（取締役定員等変更）
	1994年 6 月29日	一部改正（監査役に関する章の新設）
	1998年 6 月26日	一部改正（株式の消却の条項追加等）
	1999年 6 月29日	一部改正（本店所在地変更及び株主総会招集の条項追加）
	2000年 6 月29日	一部改正（株式の消却の条項変更）
	2002年 6 月27日	一部改正（額面株式の廃止等）
	2003年 6 月26日	一部改正（単元未満株式の買増制度等）
	2004年 6 月25日	一部改正（取締役会決議による自己株式の取得等）
	2005年 6 月28日	一部改正（電子公告制度導入等）
	2006年 6 月28日	一部改正（会社法施行に伴う変更等）
	2009年 6 月22日	一部改正（株券電子化に伴う変更等）
	2010年 6 月21日	一部改正（発行可能株式総数の変更）
	2013年 4 月 1 日	一部改正（商号及び目的の変更）
	2015年 6 月29日	一部改正（取締役、監査役の責任免除）
	2017年10月 1 日	一部改正（発行可能株式総数及び単元株式数の変更）
	2021年 6 月29日	一部改正（発行可能株式総数の変更）
	2022年 6 月20日	一部改正（株主総会資料の電子提供制度導入）
	2025年 6 月27日	一部改正（社債型種類株式の導入に伴う変更）

ANAホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号） 本会社はANAホールディングス株式会社と称する。

英文ではANA HOLDINGS INC.とする。

第2条（目的） 本会社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 定期航空運送事業
2. 不定期航空運送事業及び航空機使用事業
3. 航空機及びその附属品の売買、整備並びに賃貸業
4. 航空運送事業に関する旅客の搭乗受付、手荷物の搭載等の地上支援業務
5. 航空事業従事者の養成訓練事業
6. 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
8. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
9. 煙草、郵便切手及び収入印紙の売さばき
10. 不動産の売買、賃貸及び管理業
11. 観光事業及び旅行業
12. ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設の経営
13. 倉庫業及び通関業
14. 能力開発のための教育事業
15. 印刷出版業、広告業及び催事の企画運営
16. 一般及び特定労働者派遣事業
17. 情報通信・情報処理・情報提供サービス業及びコンピューターソフトウェアの開発、賃貸、販売

18. 石油製品、飲食料品、酒類及び日用品雑貨の販売業

19. 金銭の貸付、債務の保証及び有価証券の売買

20. 前各号に附帯関連する事業

- ② 本会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店） 本会社は本店を東京都港区に置く。

第4条（会社の機関） 本会社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法） 本会社の公告方法は電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（会社の発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は10億2千万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	10億2千万株
第1回社債型種類株式	4千万株
第2回社債型種類株式	4千万株
第3回社債型種類株式	4千万株
第4回社債型種類株式	4千万株
第5回社債型種類株式	4千万株
第6回社債型種類株式	4千万株

第7条（自己株式の取得） 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

第8条（自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除） 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第6回社債

型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。))との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

第9条(単元株式数) 本会社の単元株式数は、普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき100株とする。

第10条(単元未満株式の買増し) 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

第11条(単元未満株式についての権利) 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に定める請求をする権利

第12条(外国人等の株主名簿への記録の制限) 本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記録することを拒むものとする。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国または外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

第13条(株主名簿管理人) 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第14条（株式取扱規則） 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い手続、ならびに株主の権利の行使方法については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 社債型種類株式

第15条（社債型種類株式優先配当金） 本会社は、第48条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる1株あたりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株あたりの金額）をいう。

- ② ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、

その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

- ③ 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

第16条（社債型種類株式優先期中配当金） 本会社は、第48条第2項に基づき9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

第17条（残余財産の分配） 本会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

- ② 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

第18条（議決権） 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

第19条（金銭を対価とする取得条項） 本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

第20条（株式の併合または分割等） 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

- ② 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- ③ 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ④ 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

- ⑤ 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

第21条（優先順位） 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

第4章 株 主 総 会

第22条（招集） 定時株主総会は毎年4月1日から3カ月以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

第23条（基準日） 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。

第24条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める他の取締役がこれに当る。

第25条（電子提供措置等） 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

第26条（決議方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第27条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を総会毎に本会社に提出しなければならない。

第28条（種類株主総会） 種類株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第324条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。
- ④ 第23条の規定は、毎年3月31日から3カ月以内に開催される種類株主総会について準用する。
- ⑤ 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- ⑥ 本会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
 - (1) 本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（本会社の単独による株式移転を除く。）
 - (2) 本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認

第5章 取締役及び取締役会

第29条（定員） 本会社の取締役は20名以内とする。

第30条（選任） 取締役は株主総会で選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第31条（任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第32条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 前項に係らず、取締役及び監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。

第33条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第34条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会で定める取締役会規程による。

第35条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。

② 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第36条（執行役員） 本会社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

第37条（名誉会長、相談役、及び顧問） 本会社は取締役会の決議により名誉会長、相談役、及び顧問を置くことができる。

第38条（取締役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 監査役及び監査役会

第39条（定員） 本会社の監査役は5名以内とする。

第40条（選任） 監査役は株主総会で選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第41条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第42条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 前項に係らず、監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。

第43条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。

第44条（監査役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役

であった者を含む。)の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 会 計 監 査 人

第45条（選任） 会計監査人は株主総会で選任する。

会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第46条（任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第8章 計 算

第47条（事業年度） 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第48条（剰余金の配当） 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

- ② 本会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、社債型種類株式優先期中配当金の支払いを行うことができる。

第49条（配当金の除斥期間等） 配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。

- ② 株主は、定款に別段の定めがある場合を除き、配当金の利息を請求することはできない。